要領様式第３号

山梨県木材価格高騰緊急対策事業における補助金相当額の支払に係る覚書

（建築主）　　　　　　　　　 （以下「甲」という。）と

（建築事業者） （以下「乙」という。）とは、山梨県木材価格高騰緊急対策事業実施要領（以下「要領」という。）第５条第２項に基づく補助金相当額の支払について次のとおり覚書を締結する。

第１条　乙は、乙が構成員となる企業グループが山梨県から本補助金の交付を受けた日の翌日から起算して　日以内に甲と請負契約を締結した住宅に係る補助金相当額

（金　　　　　　　　　円）を甲に支払うものとする。

第２条　前条の規定により乙から甲に支払われた補助金相当額は、甲と乙が令和　年　　月　　日付で締結した建築請負契約に係る請負金額（金　　　　　　　　 　円（うち

消費税及び地方消費税相当額　　　　　　　　　円）)の値引き額とみなす。

第３条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲

住　　　所

氏 名　　　　　　　　　　　　　　 印

乙

所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　 印